

2021年4月1日

各位

光製薬株式会社
代表取締役 高橋維朗

新型コロナウイルス感染対策に伴う会社対応について

3月21日に首都圏の緊急事態宣言は解除されましたが、その後の新規感染者は増加しており、全国的にも変異ウイルスの影響で増加傾向にあります。また、一部自治体ではまん延防止等重点措置を適用しようという動きも出ております。光製薬として医療用医薬品の安定供給の為、通常の操業を継続しなければなりません。その為、社員及び家族の皆様には引き続きのご協力をお願い致します。新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、下記の事項を引き続き周知徹底くださるよう宜しくお願い致します。なお、会社として引き続きの時差出勤、在宅勤務を推進致します。

記

- ① 出社時、帰宅時及び外出先より戻った際には手洗いやうがい等の感染防止対策を徹底すること
- ② マスク着用及び咳エチケットの実施
- ③ 検温の実施
- ④ 外出や他県への移動の対応
 - (ア) 業務上必要な県をまたぐ外出・出張
4月30日まで業務に必要な県をまたぐ外出・出張に関しては**自粛すること**
業務上不可欠と判断される監査等についてはリモートやWeb会議等を活用すること。ただし、通勤は除く。
 - (イ) 夜間の外出
午後8時以降の不要不急の外出自粛
 - (ウ) 県をまたぐ私的行事
4月30日まで県をまたぐ不要不急の外出移動に関しては**自粛すること**
 - (エ) 海外への移動
当面の間は禁止とする
- ⑤ 屋内及びイベント会場において不特定多数の参加する行事への参加及び開催
 - (ア) 社内外の不要不急の会議・打ち合わせ
4月30日まで**自粛すること**<Web会議の活用>
 - (イ) 講習会、研修会、展示会
4月30日まで**自粛すること**<Web講習会、研修会等の活用>

(ウ) 慰労会、懇親会、歓送迎会、食事会

4月30日まで**自粛すること**

(エ) 遊興施設への立ち入り等

4月30日まで**自粛すること**

(オ) イベントへの参加

各都道府県の自治体の規制に従うこと

- ⑥ 本人及び同居家族に新型コロナウイルス感染の自覚症状が出た場合は、会社に連絡し、休暇を申請すること
- ⑦ 公共交通機関を利用する際はコロナ感染防止対策を行うこと
- ⑧ 営業活動においては、取引先の自粛規制に従うこと
- ⑨ 感染者が多発している地域のMRは細心の注意を払うこと

なお、①、②、③、④の(イ)(ウ)(エ)、⑤の(ウ)(エ)(オ)、⑥、⑦の事項に関しましては同居家族の方もご協力くださるようお願い致します。

徹底事項

次の場合は会社の上司に必ず連絡し、指示を仰いでから出社するよう徹底すること

- ① 本人や家族が発熱した場合
- ② 本人や家族が味覚や嗅覚に異変を感じた場合
- ③ 家族の学校や職場で新型コロナウイルス感染者が発生した場合
- ④ 家族の学校や職場が新型コロナの為に休校や休みになった場合
- ⑤ 本人や家族が濃厚接触者の指定を受けた、又は疑わしい場合

ただし、この場合は保健所や地方自治体の指示を仰ぎ会社が出社の可否を判断する事とする。

以上